

105 役員等報酬規程

(令和元年9月28日改正)

社会福祉法人 道真会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人道真会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、会議出席日当(交通費を含む)として5,000円を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の勤務報酬等はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、会議出席日当(交通費を含む)として5,000円を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の勤務報酬等はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、勤務報酬として日当（交通費を含む）5,000円を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受け法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、勤務報酬として日当（交通費を含む）5,000円を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受け法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、勤務報酬として日当（交通費を含む）5,000円を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が監事監査業務を行った場合、報酬として10,000円を支払うことができる。なお同一日に開催された理事会及び評議員会に出席した場合であっても、これを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、報酬として10,000円を支払うことができる。

(役員報酬の精算)

第6条 役員報酬は、原則として任務終了後、精算払いとする。

(兼務役員)

第7条 本規程は、施設長等施設の職員を兼務する法人役員には適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月28日から施行する。